

○木更津市教育委員会傍聴人規則

平成16年11月1日教育委員会規則第5号

改正

平成27年3月24日教委規則第5号

木更津市教育委員会傍聴人規則

(趣旨)

第1条 この規則は、木更津市教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 教育委員会は、会議の開会予定時刻の30分前から会議を傍聴しようとする者の申込みを受け付けるものとする。

2 教育委員会は、前項の受付の際、木更津市教育委員会会議傍聴人受付名簿（別記様式）の記入を求めるものとする。

(傍聴人の定員等)

第3条 教育委員会は、会議の都度、会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員を定める。

2 傍聴人は、先着順により決定する。ただし、傍聴しようとする者が前項の定員を超える場合であって、教育委員会が必要と認めるときは、抽選によることができる。

(傍聴人の遵守事項)

第4条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。ただし、教育長が特別の理由により承認した事項については、この限りでない。

- (1) 会議場での発言等に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 鉢巻、腕章、ゼッケン、たすき等を着用し、旗、プラカード等を掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 携帯電話等は電源を切り、使用しないこと。
- (7) パーソナルコンピュータ等を持ち込まないこと。
- (8) 会議場において、撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

2 教育委員会は、前項の規定に従わない者に対し、会議を円滑に進行するための指示をすることができる。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(木更津市教育委員会傍聴人規則の廃止)

2 木更津市教育委員会傍聴人規則（昭和59年木更津市教育委員会規則第8号）は、廃止する。

(木更津市教育委員会組織及び運営規則の一部改正)

3 木更津市教育委員会組織及び運営規則（昭和61年木更津市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条中「、木更津市教育委員会傍聴人規則（昭和59年木更津市教育委員会規則第8号）及び木更津市教育委員会会議の運営等に関する要綱（昭和59年木更津市教育委員会告示第13号）」を「及び木更津市教育委員会傍聴人規則（平成16年木更津市教育委員会規則第5号）」に改める。

附 則（平成27年3月24日教委規則第5号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別記様式（第2条第2項）

木更津市教育委員会会議傍聴人受付名簿

開催年月日 年 月 日

開催場所

氏 名	連 絡 先

※ この名簿は、忘れ物や万が一の事故等の連絡の用に記載いただくものです。この必要がなくなり次第廃棄いたします。